

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
49	温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項	温泉利用の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第15条第2項又は第3項に該当しないこと。
- (2) 法施行規則第7条第1項に規定される内容を記載した申請書，法施行規則第7条第2項に規定される書類，盛岡市温泉法施行細則第2条による申請書類の提出があること。
- (3) 1キログラム中，総硫黄（硫化水素イオン，チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を2ミリグラム以上含有する温泉については，「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成18年3月1日環境省告示第59号）」に基づき，次の内容を満たすこと。

ア 換気孔等

(ア) 浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）に換気孔又は換気装置（以下「換気孔等」という。）を設ける等により，浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、次に掲げる数値を超えないようにすること。

a 浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度 20ppm

b 浴室床面から上方70cmの位置の濃度 10ppm

(イ) 換気孔等を設けたにもかかわらず浴室内の空気中の硫化水素の濃度が前前記（ア）に定める数値を超える場合，源泉から浴室までの間に湯畑その他のばっ気装置等を設けることにより，温泉中の硫化水素の含有量を減少させ，浴室内の空気中の硫化水素の濃度が（ア）に定める数値を超えないようにすること。

(ウ) 換気孔等は，2か所以上設け，かつ，そのうち1か所は浴室の床面と同じ高さに設けること。

イ 浴槽

(ア) 浴槽の湯面は，浴室の床面より高くなるように設けること。

(イ) 浴槽への温泉注入口は，浴槽の湯面より上方に設けること。

2 標準処理期間は，10日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は，申し出てください。